

知多市グリーン調達方針

平成13年10月12日

改正	平成14年10月11日	平成15年9月24日
	平成16年10月12日	平成17年10月12日
	平成18年10月6日	平成19年10月9日
	平成20年9月16日	平成21年9月14日
	平成22年10月7日	平成23年10月6日
	平成24年9月5日	平成25年9月19日
	平成26年9月5日	平成27年4月1日
	平成28年10月3日	平成29年10月2日
	平成30年10月1日	令和元年8月16日
	令和2年9月10日	令和3年9月13日
	令和4年9月30日	令和5年9月21日
	令和6年9月25日	

第1 目的

今日における地球温暖化や廃棄物などの環境問題は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済社会のシステムに起因しており、その解決には、経済社会システムのあり方を環境負荷の少ないものに変えていく必要がある。

そのためには、知多市が一事業者として、また一消費者として積極的に環境問題に取り組む、物品を購入する際には環境負荷の少ない物品を選択して使用することにより、環境問題の解決に資することが重要である。また、市が環境物品等を積極的に取り入れる姿勢を示すことにより、市民や他の事業者の意識改革が進み、知多市全体としての環境保全に寄与することができる。

現在、知多市においては第5次知多市庁内環境保全率先実行計画に基づき単価契約物品におけるエコマーク商品の採用など環境物品の購入を行っているが、更に環境に配慮した物品等への需要の転換を図り、グリーン購入を推進することを目的として、知多市グリーン調達方針を定める。

第2 基本方針

物品の調達に際しては、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に

配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品の調達に努めるものとし、第5次知多市庁内環境保全率先実行計画及び次の項目に基づき選定する。

- ・環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ・資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ・再使用、再生使用が可能であること。
- ・エコマーク等の環境ラベルが貼付されていること。
- ・修理や部品の交換、詰め替えが可能であること。
- ・再生材・間伐材などが使用されていること。
- ・廃棄の際に環境への負荷が少ないこと。

第3 調達推進の方針

調達を推進する環境物品等の種類は別表に定めるとおりとし、その調達目標は予算及び事務又は事業の予定等を勘案して毎年度定める。

環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。また、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

別表に定める物品以外の物品についても、第5次知多市庁内環境保全率先実行計画を踏まえて、できる限り環境に配慮した物品を購入する。

第4 適用範囲

この方針の適用範囲は、第5次知多市庁内環境保全率先実行計画に定める範囲とする。

環境物品等の調達の推進を担当する課は次のとおりとする。

一般会計、特別会計……………財政課

企業会計……………水道課、下水道課

第5 実績の公表

この方針に基づく実績は、第5次知多市庁内環境保全率先実行計画の公表に含めて行うものとする。

第6 方針の見直し

この方針は、社会情勢の変化、技術の普及状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

※環境物品等とは、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成十二年法律第百号）に規定する環境物品等をいう。